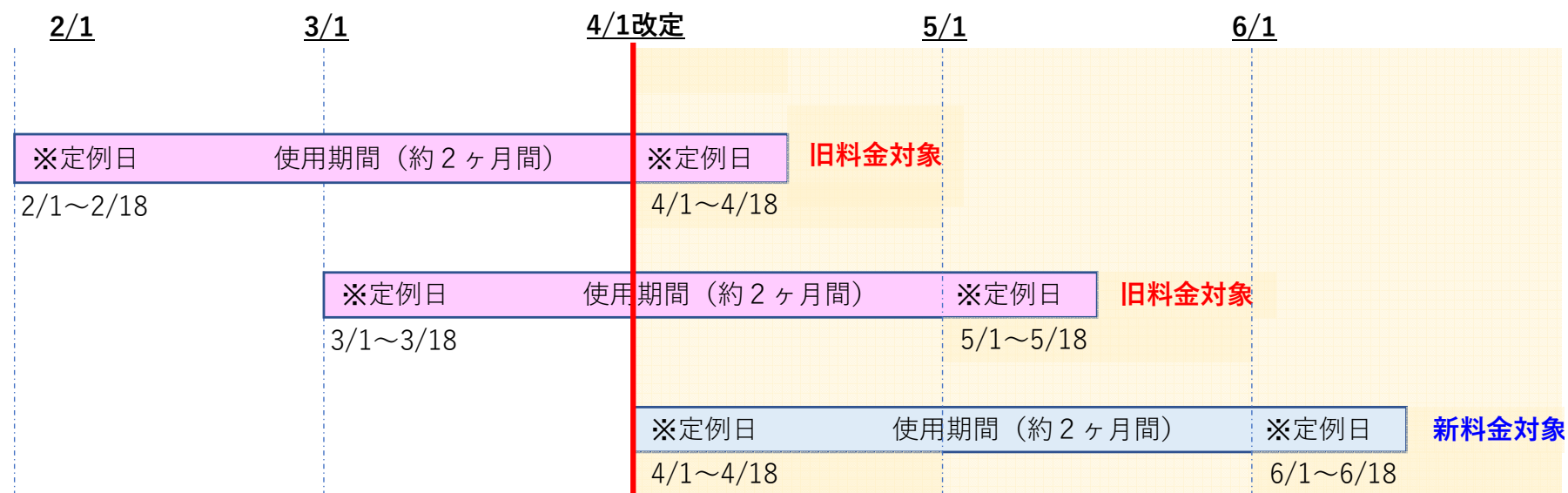




- 令和5年4月1日より前から継続している方は、令和5年6月検針分以降の請求から変わります。
- ※定例日とは使用料算定基準日として、あらかじめ上下水道部が定めた日（検針日）のことを言います。
- 定例日（検針日）は原則1日～18日の間で設定しています。